

金沢市協働をすすめる市民団体登録制度

～団体登録されるみなさまへ～

○趣旨

金沢市では、金沢市を中心に活動している市民団体の情報を収集し、登録することにより、市との協働事業への参画を希望する団体を把握し、団体活動の周知や団体同士のネットワークの形成及び団体の育成支援を図ることで、市民と行政との協働のまちづくりを推進することを目的としております。

○登録の要件

協働をすすめる市民団体として登録するためには、次の要件に該当する必要があります。ただし、共益的または互助的な活動、もしくは個人の趣味的な活動を目的とする団体は除きます。

- (1) 市民に開かれた団体であること。
- (2) 営利を目的としない団体であること。
- (3) 市民活動を継続的に行っていること（法人格の有無は問いません）。
- (4) 構成員が5人以上であること。
- (5) 活動拠点が金沢市内にあること。
- (6) 政治的又は宗教的活動及び公序良俗に反する活動をしていないこと。

○登録のメリット

- (1) 信頼のある団体として、金沢市のホームページで紹介します。
- (2) 団体の会合やイベント等で、「金沢学生のまち市民交流館」の会議室または交流ホールを無料で使用することができます。
- (3) 金沢市が行う協働に関する事業の情報を提供します。

○登録方法

登録を希望する団体は、次の書類に必要事項を記入の上、下記連絡先まで提出してください。

- (1) 金沢市協働をすすめる市民団体登録申請書
- (2) 団体の定款、規約または会則
- (3) 団体の構成員名簿（任意団体のみ）
- (4) 直近年度の収支（活動）計算書
- (5) 活動写真1枚

○登録の流れ

- (1) 「金沢市協働をすすめる市民団体登録申請書」に上記書類を添えて、協働をすすめる市民会議に提出。
- (2) 協働をすすめる市民会議及び金沢市で登録申請内容を審査し、申請の要件を満たした団体であることを確認しましたら、「金沢市協働をすすめる市民団体」として登録し、登録の旨を通知します。なお、申請内容が登録の要件を満たしていない場合は、理由を添えてご連絡いたします。

○登録期間

- (1) 登録日から2年間。
- (2) 引き続き更新を希望する場合は更新手続きを行ってください。

○登録内容の公開・変更

- (1) 登録申請書及び添付された資料に基づき作成した団体情報を金沢市公式ホームページに掲載し、一般公開します。
- (2) 協働登録内容に変更が生じた場合や団体登録を取りやめる場合は、すみやかに「金沢市協働をすすめる市民団体登録変更・抹消届出書」を協働をすすめる市民会議までご提出ください。

○注意事項

登録を受けた団体が、登録の要件を失ったり、登録していることがふさわしくないと判断したときは、登録を抹消します。

○その他

最新の団体情報をHPで公開するために、2年ごとに更新を行います。更新書類を送付しますので、登録を更新される団体は書類を提出してください。提出がない場合は更新の意思がないものとみなし、登録を削除します。

お問い合わせ

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1

金沢市役所 市民協働推進課内 協働をすすめる市民会議

TEL : 220-2026 FAX : 260-1178

E-mail : kyoudou@city.kanazawa.lg.jp